

(1) 礼 儀

- ア 常に丁寧な言葉遣いや節度ある行動に心がけ、高校生としての品位を保つ。
- イ 教職員や来訪者等年長者に対しては、礼儀正しい態度で対応する。
- ウ 生徒間では互いに親愛の情をもって接し、友情を育む。
- エ 集会においては敏速に行動するとともに私語を慎み、全体の秩序を乱さない。

(2) 服 装

ア 制服

(ア) 制服は次のA～Dの4種類とする。

- A 黒の詰め襟標準学生服で左襟に学年章をつけ、規定のボタンをつける。型は流行を追わない。ズボンはノータック又はワンタックの標準ズボンとする。
- B 入学年度に従って黄、紺、えんじの校章を刺繍した規定の開襟シャツ又はカッターシャツとする。ズボンはAに準ずる。
- C 規定の紺色長袖セーラー服、ネクタイとする。校章は左胸ポケットに、学年章は左襟白線の下につける。スカート丈は膝が見えない長さとし、スカートを折るなどしない。
- D 規定の白色長袖又は半袖セーラー服とする。ネクタイ等の装用及びスカート丈については、Cに準ずる。

(イ) ソックスは黒、紺、白等の華美でないものとする。

(ウ) ストッキング類は黒又はベージュの無地とする。

イ 制服の着用

(ア) 入学式、卒業式等においては、AまたはCを着用する。

(イ) その他の場合は、特に指示のない限り、A～Dのいずれかを着用する。

(ウ) Aの上着をやむを得ず脱ぐときは、Bの服装になるものとする（Tシャツ等で授業を受けない）。

ウ 履 物

(ア) 下足

華美でなく飾りのないもの。ハイヒールなどかかとの高いものはいけない。

(イ) 上履き

規定のものを用いる。

エ 防寒着

(ア) コート類は無地の華美でないものに限る。室内では原則として着用しない。

(イ) マフラーは着用してもよいが、華美でないものとする。室内では着用しない。

(ウ) カーディガン、セーターの着用については、別に指導する。

オ その他

(ア) 制服に無用なものはつけない。

(イ) やむを得ない事情で制服を着用できないときは略装届を出す。

(3) 頭 髪

ア 髪型

(ア) 高校生らしい清潔で品位のある形のものにする。

(イ) パーマネント、脱色、染色は禁止する。

イ その他

(ア) 結髪の際は、黒又は紺のゴムを使用する。リボン、カチューシャ等は使わない。